第２回懇話会における委員各位のご意見について

資料２

|  | 委員各位のご意見 |
| --- | --- |
| めざす姿 | 「めざす姿」の中に「自らの行為を悔い改め、真摯に社会復帰に臨むのであれば」という部分があるが、「自らの行為を悔い改める」ことが、社会復帰をサポートするための前提になるのかという疑問がある。 |
| これを外すのは少し難しいのではないか。犯罪をした人が、それを悔い改めなければ、社会はその人を受け入れることができるのかという問題がある。迷惑をかけたことは、迷惑をかけたこととして、考えてもらわないといけない。  そこを「悔い改める」という表現が良いのか、反省くらいで良いのかということはある。「悔い改める」というと宗教的な感じもするので、「反省」くらいが良いと思う。 |
| 「真摯に反省し、社会復帰に臨むであれば」というくらいで良いのではないか。「悔い改めよ」というのは、きつい感じがする。 |
| 協力雇用主 | 大阪府では入札において協力雇用主を優遇する取組がなかったので、それができるだけでも進歩だと思う。  兵庫県はもっと進んでいて、入札参加資格審査のグレード付けの部分でも加点される。この部分での加点が導入されると、兵庫県に追いつく。 |
| 協力雇用主のところで、もう一歩何かできないか。  大阪府独自の「大阪府協力雇用主ステッカー」のようなものを、車に貼る、名刺に貼る、事務所に貼るというはどうか。協力雇用主という言葉でなくても、それ以外の言葉でも良い。大阪府で独自にそういった事業者を認定しているというものであれば良い。 |
| 大阪保護観察所と大阪府就労支援機構で、２年１回、全協力雇用主に対して続けて登録しますかという意思確認の通知を送ると、１割位は返送されてくる。経営者の後継ぎがいなければ廃業するし、どこかと合併してその会社はもう存在しないとか、一定程度そういったことが起こりうる。  したがって、もしステッカーなどを渡すことになれば、結果的に、すでに協力雇用主ではなくなっている会社に渡していることになる可能性が出てくるので、管理が大変。 |
| 広報啓発 | 加害者、つまり受刑者で社会復帰した人が、ゲストスピーカーとして高校や中学の授業に出向いて話ができるような仕組みができないものか。例えば、協力雇用主のところで働いている方で、社会復帰がある程度成功しているような方を人材バンクのようなものに登録してもらい、授業に行ってゲストスピーカーとして経験を話すというようなことを、行政が橋渡ししていっても良いのではないか。 |
| 中学や高校で立ち直りの話をしても仕方がないので、自分がなぜそのようなことになったのかという原因のようなところを話してもらうと良い。 |
| 大人に啓発するよりは、学校の教育の中で子どもに啓発していく方か早いし、染みるだろうと思う。 |

|  | 委員各位のご意見 |
| --- | --- |
| 効果検証 | 結局、再犯防止の成果の一番大きな証明は再犯したかしないか。これだけ再犯防止を推進しろと国から言われていながら、国からきちんとしたデータがなかなか貰えないという話をよく聞く。正確なデータが得られないというのであれば、再犯防止の効果を示しにくい。 |
| 犯歴管理の所管は検察庁で、犯歴情報は裁判のために必要なので、全部持っているが、情報提供はかなりハードルが高いと思う。  犯罪者処遇の方は、処遇の一貫性を保つため刑事施設で実施したプログラムの内容を、保護観察に引き継ぐ、社会内処遇矯正に引き継ぐというルールがある。  「社会内」の意味を広げると、大阪府の心理カウンセリングも当てはまるのでないか、こちらの方が情報提供の検討の対象になるのではないか。 |